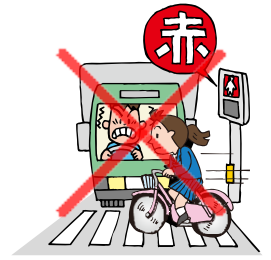


『 自転車を利用される方へ 』

道路交通法一部改正(平成27年6月1日施行)により、
自転車運転中に **危険行為** を繰り返すと

自転車運転者講習

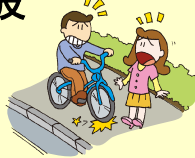
を受けることとなります。



講習の対象となる危険行為と講習制度の流れ

< 危険行為(14項目) >

- 信号無視
- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 遮断踏切立入り
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 指定場所一時不停止等
- 歩道通行時の通行方法違反
- 制動装置不良自転車運転
- 酒酔い運転
- 安全運転義務違反



< 講習制度の流れ >

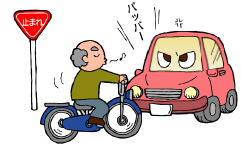
一定の危険行為を繰り返す
(3年以内に2回以上)

都道府県公安委員会から受講命令

講習受講
講習時間: 3時間
受講手数料: 5,700円
(標準額)

受講命令に違反した場合
5万円以下の罰金

※ 講習対象者は14歳以上



上記とは別に、以下の行為には罰則があります！

以下の行為は、**茨城県道路交通法施行細則**により罰則があります。絶対にしないでください！

- 交通頻繁な道路で傘をさして自転車を運転しない！
- 携帯電話での通話や、画面を見ながら自転車を運転しない！
- イヤホン・ヘッドホンにより音や声が聞こえないような状態で自転車を運転しない！

罰則は5万円以下の罰金



イヤホン & ヘッドホン



- ◆ 自転車安全利用五則を守りましょう ◆
- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
 - 飲酒運転 二人乗り並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

発行：竜ヶ崎地区安全運転管理者協議会
お問合せ：竜ヶ崎警察署 交通課